

大和市告示第95号

大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月3日

大和市長 大 木 哲

大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、都道府県及び市町村以外の者が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設(以下「小規模保育事業所」という。)又は法第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)の整備に要する費用に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、平成29年度保育所等整備交付金交付要綱(平成29年3月31日厚生労働省発雇児0331第6号厚生労働事務次官通知「平成29年度保育所等整備交付金の交付について」の別紙)及び平成29年度(平成28年度からの繰越分)保育所等整備交付金交付要綱(平成29年3月31日厚生労働省発雇児0331第7号厚生労働事務次官通知「平成29年度(平成28年度からの繰越分)保育所等整備交付金の交付について」の別紙)(以下これらを「国要綱」という。)並びに大和市補助金交付規則(昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助事業及び補助の対象とする費用(以下「補助対象費用」という。)は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 保育所等施設整備事業(国要綱第5項の表に規定する施設整備のうち、保育所等の整備に係るものをいう。以下同じ。) 国要綱別表1-1又は別表1-2に定める対象経費
- (2) 小規模保育事業所施設整備事業(国要綱第5項の表に規定する施設整備のうち、小規模保育事業所の整備に係るものをいう。以下同じ。) 国要綱別表1-5又は別表1-6に定める対象経費
- (3) 防音壁整備事業(国要綱第5項の表に規定する施設整備のうち、防音壁の整備に係るものをいう。以下同じ。) 国要綱別表1-7に定める対象経費
- (4) 防犯対策の強化に係る整備事業(国要綱第5項の表に規定する施設整備のうち、防犯対策の強化に係るものをいう。以下同じ。) 国要綱別表1-8に定める対象経費

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 保育所等施設整備事業 法第35条第4項の規定により保育所を設置する社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人その他市長が認めた者
- (2) 小規模保育事業所施設整備事業 法第34条の15第2項の規定による認可を得て小規模保育事業を行う者
- (3) 防音壁整備事業及び防犯対策の強化に係る整備事業 前2号に規定する補助の対象者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に規定する補助基準額、補助対象費用の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち、最も低い額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助の対象者は、規則第4条の規定により補助金の申請を行うに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象費用に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合は、市長の承認を得なければならない。
- (2) 補助事業が計画期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価300,000円以上の機械及び器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (4) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(事業実績の報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第10条に規定する書類を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、前項の書類を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。ただし、当該書類の提出時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、前条第1項の書類を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告後、速やかに当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第8条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入、支出等の内容を明らかにした帳簿その他の証拠書類を備え、当該補助事業が完了した会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助基準額
国要綱第8項(1)アに規定する保育所等施設整備事業	国要綱別表2-1に基づき算出した交付基準額に2分の3を乗じて得た額
国要綱第8項(1)イに規定する保育所等施設整備事業	国要綱別表2-2に基づき算出した交付基準額に2を乗じて得た額
国要綱第8項(3)アに規定する小規模保育事業所施設整備事業	国要綱別表2-8に基づき算出した交付基準額に2分の3を乗じて得た額
国要綱第8項(3)イに規定する小規模保育事業所施設整備事業	国要綱別表2-9に基づき算出した交付基準額に2を乗じて得た額
国要綱第8項(4)に規定する防音壁整備事業	国要綱別表1-7に定める基準額に2を乗じて得た額
国要綱第8項(5)に規定する防犯対策の強化に係る整備事業	国要綱別表1-8に定める基準額に2を乗じて得た額